

〔注〕平成19年4月から改正経過を注記した。

改正	平成17年3月本部訓令第5号 平成19年4月本部訓令第16号 平成21年3月本部訓令第10号 平成26年3月本部訓令第5号 平成30年3月本部訓令第4号 令和3年3月本部訓令第10号	平成18年3月本部訓令第4号 平成21年3月本部訓令第6号 平成25年8月本部訓令第10号 平成28年1月本部訓令第2号 平成31年3月本部訓令第6号
----	--	---

警察本部
警察学校
各警察署

広島県警察の警察用船舶の管理及び運用に関する訓令を次のように定める。

広島県警察の警察用船舶の管理及び運用に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 船舶警察活動（第9条—第20条）
- 第3章 保全及び整備（第21条—第26条）
- 第4章 監査及び指導教養（第27条・第28条）
- 第5章 雑則（第29条—第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、広島県警察に所属する船舶（以下「船舶」という。）の適正な管理及び効率的な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）船舶警察活動 海上及び水上において船舶を運航して行う警察活動をいう。
- （2）船舶警察職員 船舶警察活動に従事する警察官及び船長等の警察職員をいう。
- （3）指定海区 広島県の海域を2海区に区分し、その船舶の属する海区をいう。
- （4）通常活動 指定海区内における船舶警察活動をいう。
- （5）広域活動 指定海区外での船舶警察活動をいう。

一部改正〔平成19年本部訓令第16号・31年6号・令和3年10号〕

（船舶の配置）

第3条 船舶は、指定海区ごとに1隻ずつ配置することとし、海区の名称及び区域並びに船舶を配置する警察署は、別表第1のとおりとする。

（管理責任者）

第4条 総務部装備課長を船舶の管理責任者とする。

- 2 管理責任者は、船舶の管理について全般の責任を負う。
- 3 管理責任者は、船舶の保全及び整備、燃料の消費等の適正を期さなければならない。

（運用責任者）

第5条 地域部地域課長を船舶の運用責任者とする。

- 2 運用責任者は、管理責任者と連絡を密にし、船舶の効率的な運用に努めなければならない。

（使用責任者）

第6条 船舶を配置された警察署の長を当該船舶の使用責任者とする。

- 2 使用責任者は、配置船舶の管理及び使用について直接の責任を負う。
- 3 使用責任者は、管理責任者、運用責任者及び指定海区の海域を管轄する他の警察署長と連絡を密

にし、配置船舶の適切な管理と有効な使用に努めなければならない。

(船長等)

第7条 船舶に、船長を置く。

2 前項の船長は、使用責任者が当該所属の職員で船舶の運航に必要な船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に定める資格を有する者の中から指定する。

3 船長は、船舶の運航及び保全について責任を負う。

4 船長がその職務を行うことができない場合は、使用責任者があらかじめ指定する者がその職務を行うものとする。

5 前項の指定については、第2項の規定を準用する。

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

(船長等の勤務)

第8条 地域警察官以外の船舶警察職員の勤務についても、当該勤務の性格に応じて必要と認められる場合においては、広島県警察の地域警察運営に関する訓令(平成5年広島県警察本部訓令第13号)の規定を準用する。

第2章 船舶警察活動

(任務)

第9条 船舶警察職員は、船舶を使用することにより、指定海区内における警ら及び訪船活動並びに他の所属の警察業務の支援を行い、海上犯罪等の予防検挙に当たることを主たる任務とする。

(船舶警察活動の種別)

第10条 船舶警察活動の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警ら活動

指定海区内の定期的な巡航により、海区内の実態把握に当たるとともに、必要により犯罪捜査及び検挙に当たる活動をいう。

(2) 訪船連絡活動

停泊中の船舶を訪船して、その実態把握及び各種指導連絡に当たる活動をいう。

(3) 待機

船舶及び無線機その他装備品の点検及び整備並びに事務処理等の活動をいう。

(4) 休憩

船舶警察職員の休憩は、船舶内で行わなければならない。ただし、使用責任者の承認を受けたときは、緊急の勤務に服することのできる他の場所で行うことができる。

(5) その他の活動

水難・海難事故に伴う捜索救助、警衛、警護、特定施設等の警戒警備等、使用責任者が必要と認めた活動をいう。

(船舶の使用)

第11条 船舶は、特に指示された場合を除き、指定海区内の船舶警察活動に使用するものとする。

2 船舶は、警察目的以外の用務に使用してはならない。

(活動計画の策定)

第12条 使用責任者は、船舶の計画的な運用を図るため別記様式第1号の船舶月間活動計画表を策定するものとする。

全部改正〔平成21年本部訓令10号〕

(運航指示及び運航命令)

第13条 運用責任者は、使用責任者に対し、船舶の運航に関して必要な指示をすることができる。

2 船舶の運航は、使用責任者の命による。

(幹部の乗船)

第14条 使用責任者は、船舶を運航するときは、巡査部長以上の階級にある警察官(以下「幹部警察官」という。)を乗船させなければならない。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の幹部警察官は、船長に対し必要な指示をすることができる。

3 船長は、海象、気象等から判断して、船舶の運航に重大な支障があると認めるときを除き、前項の指示に従うものとする。

(安全運航)

第15条 船長は、船舶の運航に際しては、海事法規を遵守し、緊急の必要がある場合を除き航海速度を超えてはならない。

(派遣申請)

第16条 所属長（警察本部の課長、隊長及び所長並びに警察署長をいう。以下同じ。）は、船舶の派遣を必要とするときは、別記様式第2号の船舶派遣申請書により使用責任者に申請するものとする。

2 所属長は、緊急を要するときその他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、電話その他の方法により申請することができる。この場合において、事後速やかに船舶派遣申請書を使用責任者に提出するものとする。

3 船舶の派遣申請を受けた使用責任者は、支障のない限りその申請に応ずるものとする。

4 使用責任者は、申請書を受け取ったときは、速やかにその写しを運用責任者に送付するものとする。

(事件及び事故の引継ぎ)

第17条 船舶警察職員は、船舶警察活動において事件及び事故があったときは、直ちに負傷者の救護、危険防止、被疑者の逮捕、現場保存等の所要の措置をとった後、所轄警察署長に關係書類等を引き継ぐものとする。

(水上警察旗)

第18条 船舶を運航するときは、水上警察旗を掲げるものとする。

2 水上警察旗は、水上警察旗制式（昭和31年国家公安委員会告示第1号）に定める制式、規格のものをを用いるものとする。

(広域訓練の実施)

第19条 運用責任者は、おおむね年1回船舶による広域訓練を実施するものとする。

(基礎資料の整備)

第20条 使用責任者及びその海区の警察署長は、次の各号に掲げる事項に関する資料を整備し、有効に活用しなければならない。

- (1) 港湾施設の構造及び配置状況
- (2) 海区及び周辺海域における風速、風力、天候等の気象条件
- (3) 波高、波長、潮位、潮流の方向、速さ等の海象状況
- (4) 岩礁の位置、水深、海上施設その他の海の地形及び地物の記載された海図及び航路図
- (5) 燃料の補給場所及び補給のための船舶燃料業者
- (6) その他船舶の運用に必要な事項

第3章 保全及び整備

(係留)

第21条 船長は、船舶を運航しないときは、当該船舶を基地港の所定の場所に係留しなければならない。ただし、海象、気象その他の状況により、船舶を退避するときはこの限りでない。

(事故の防止)

第22条 船長は、船舶を離れるときは、盗難、火災その他の事故の防止について適切な措置を講じなければならない。

(点検)

第23条 使用責任者及び船長は、別表第2の船舶点検基準に従い、船舶の点検を行わなければならない。ただし、使用責任者は、船長を指揮して点検を行うことができるものとする。

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

(整備計画)

第24条 管理責任者は、毎年度、船舶の整備計画を定め、計画的に整備を実施しなければならない。

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

(整備要求)

第25条 使用責任者は、船舶について整備を必要とするときは、別記様式第3号の船舶整備要求書を管理責任者に提出するものとする。

2 管理責任者は、前項の要求書を受け取ったときは、速やかに措置を決定し、使用責任者に通知しなければならない。

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

(燃料)

第26条 管理責任者は、半期ごとに燃料の割当量を決定し、使用責任者に通知するものとする。

2 使用責任者は、燃料の節約に努めるとともに、管理責任者の指示するところに従い、備蓄しなければならない。

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

第4章 監査及び指導教養

(監査)

第27条 管理責任者は、次に掲げる事項について、毎年1回以上船舶の監査を行うものとする。

- (1) 保全及び整備の状況
- (2) 運航の状況
- (3) その他管理上必要と認める事項

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

(指導教養)

第28条 運用責任者及び使用責任者は、船舶警察職員に対し、船舶の取扱いに関する知識及び技能の向上を図るため、必要な指導教養を行わなければならない。

2 使用責任者は、所属職員に対し、海事法規、乗船心得その他必要な事項について指導教養を行わなければならない。

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

第5章 雑則

(船舶カード等)

第29条 管理責任者及び使用責任者は、船舶ごとに別記様式第4号の船舶カード及び別記様式第5号の船歴簿を備え、整備状況等を明らかにしておかなければならない。

2 管理責任者及び使用責任者は、船舶カード及び船歴簿の記載事項に変更があったときは、相互に通報しなければならない。

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

(備品台帳)

第30条 管理責任者及び使用責任者は、船舶ごとに別記様式第6号の備品台帳を備え、備品の品名、数量等を明らかにしておかなければならない。

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

(船舶日誌)

第31条 船長は、船舶に別記様式第7号の船舶日誌を備え、所定の事項を記載して、使用責任者に報告しなければならない。

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

(勤務日誌)

第32条 船舶警察職員は、別記様式第8号の船舶勤務日誌に勤務の状況、取扱事項、処理結果等を記載して、使用責任者に報告しなければならない。

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

(使用実績報告)

第33条 使用責任者は、1月、4月、7月及び10月の各月の5日までに、別記様式第9号の四半期分船舶使用実績報告書を作成し、管理責任者に提出しなければならない。

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

(報告)

第34条 使用責任者は、次の各号に掲げる場合は、管理責任者及び運用責任者を通じて警察本部長に即報するものとする。

- (1) 船舶が遭難し、又は衝突その他の事故が発生した場合
- (2) 船舶警察活動において、特異又は重要事案を取り扱った場合

2 使用責任者は、年間の活動結果について、別記様式第10号の船舶年間活動結果表により、翌年の1月15日までに運用責任者に報告すること。

一部改正〔平成21年本部訓令10号・令和3年10号〕

(協議)

第35条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行のための必要な事項は、管理責任者及び運用責任者が協議して定めるものとする。

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(船舶管理規程の廃止)
- 2 船舶管理規程(昭和36年広島県警察本部訓令第18号)は、廃止する。

附 則(平成17年3月9日本部訓令第5号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月10日本部訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日本部訓令第16号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日本部訓令第6号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日本部訓令第10号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月5日本部訓令第10号)

この訓令は、平成25年9月2日から施行する。

附 則(平成26年3月25日本部訓令第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月28日本部訓令第2号)

この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則(平成30年3月8日本部訓令第4号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月14日本部訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月18日本部訓令第10号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

海区の分類等

海区		船舶配置警察署
名称	区域	
第1海区	広島中央、広島西、広島南、佐伯、海田、廿日市、大竹、呉、広、江田島各警察署管轄区域の海区	広島南警察署
第2海区	東広島、竹原、福山東、福山西、尾道、三原各警察署管轄区域の海区	尾道警察署

全部改正〔平成31年本部訓令6号〕、一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

別表第2(第23条関係)

船舶点検基準

点検者	点検回数	点検事項
使用責任者	月1回以上	1 甲板部 (1) 船体関係 船体各部の清掃及び手入れの状況 (2) 付属具関係

		<p>ア 操舵装置の機能及び手入れの状況</p> <p>イ 排水装置の機能及び手入れの状況</p> <p>ウ 航海器具の機能及び手入れの状況</p> <p>エ 係留装置及び防舷設備の機能及び保全状況</p> <p>(3) 備品関係 救命具、防火具、寝具その他の備品の機能及び保全の状況</p> <p>2 機関部</p> <p>(1) 機関各部の締付け、給油及び手入れ状況</p> <p>(2) 吸気、排気及び点火時期（燃料噴射時期）の適否</p> <p>(3) 付属ポンプの機能の状況及び配管の異常の有無</p> <p>(4) 濾過器の機能及び手入れの状況</p> <p>(5) 減速装置及び反転装置の機能の状況</p> <p>(6) スタンチューブの機能の状況</p> <p>(7) スクリューの機能の状況</p> <p>(8) 発電機、配電盤及びバッテリーの機能及び保全手入れ状況</p> <p>(9) その他計器類、備品、予備品、燃料その他消耗品等の整備及び機能の適否</p> <p>3 無線通信関係 無線機器の機能及び保全状況</p>
船長	発航前1回以上（その月に発航しない場合は、月1回以上）	<p>1 船舶の係留状態及び係留装置の異常の有無並びに喫水の状況</p> <p>2 船体各部の清掃及び手入れの状況</p> <p>3 操舵装置の異常の有無</p> <p>4 甲板部の摩擦部等の給油状況</p> <p>5 無線通信装置の異常の有無</p> <p>6 救命具、消火設備、排水設備、計器その他の航海器具の異常の有無</p> <p>7 機関の状況</p> <p>8 燃料及び潤滑油の量</p> <p>9 バッテリーの液量及びターミナルの接続状況</p> <p>10 ビルヂの量の状況</p> <p>11 その他機関部の備品計器類等の機能の状況</p>

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

(別記)

様式第1号

(第12条関係)

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

様式第2号

(第16条関係)

一部改正〔令和3年本部訓令10号〕

様式第3号

(第25条関係)

一部改正〔平成28年本部訓令2号・31年6号・令和3年10号〕

様式第4号

(第29条関係)

一部改正〔平成31年本部訓令6号・令和3年10号〕

様式第5号

- (第29条関係)
 - 一部改正〔令和3年本部訓令10号〕
- 様式第6号
 - (第30条関係)
 - 一部改正〔令和3年本部訓令10号〕
- 様式第7号
 - (第31条関係)
 - 一部改正〔令和3年本部訓令10号〕
- 様式第8号
 - (第32条関係)
 - 一部改正〔令和3年本部訓令10号〕
- 様式第9号
 - (第33条関係)
 - 一部改正〔平成28年本部訓令2号・31年6号・令和3年10号〕
- 様式第10号
 - (第34条関係)
 - 一部改正〔平成31年本部訓令6号・令和3年10号〕